（高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出又は申請）

第五条の三　法附則第四条の三第四項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　氏名、生年月日及び住所

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2　（略）

（高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出）

第五条の四　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　変更前及び変更後の氏名、生年月日並びに住所

二　個人番号又は基礎年金番号

（高齢任意加入被保険者の住所変更の届出）

第五条の五　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、その住所を変更したときは、十日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

一　氏名、生年月日並びに変更前及び変更後の住所

二　住所の変更年月日

三　個人番号又は基礎年金番号

（被保険者の氏名変更の申出）

第六条　被保険者（法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除き、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができない者に限る。次条において同じ。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。

（被保険者の住所変更の申出）

第六条の二　被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所及び変更の年月日を事業主に申し出なければならない。

（法第二十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条の六　法第二十一条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める者は、被保険者（法第四十六条第二項において準用する場合にあつては、七十歳以上の使用される者）であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この条及び第十九条の二第一項第五号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者とする。

（高齢任意加入被保険者の資格喪失の申出又は申請）

第五条の三　法附則第四条の三第四項の規定による申出（第一号厚生年金被保険者に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによつて行うものとする。

一　被保険者の生年月日及び住所

（新設）

二～五　（略）

2　（略）

（高齢任意加入被保険者の氏名変更の届出）

第五条の四　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その氏名を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書に、年金手帳を添えて、これを機構に提出しなければならない。

一　基礎年金番号

二　変更前の氏名

（高齢任意加入被保険者の住所変更の届出）

第五条の五　法附則第四条の三第一項の規定による被保険者は、その住所を変更したときは、十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　基礎年金番号

二　変更前の住所

（新設）

（被保険者の氏名変更の申出）

第六条　被保険者（法附則第四条の三第一項の規定による被保険者及び第四種被保険者等を除く。次条において同じ。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。

（被保険者の住所変更の申出）

第六条の二　被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。

（法第二十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条の六　法第二十一条第一項（法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める者は、被保険者（法第四十六条第二項において準用する場合にあつては、七十歳以上の使用される者）であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者（以下この条及び第十五条の二第六号において「通常の労働者」という。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同法第二条に規定する短時間労働者（以下「短時間労働者」という。）又はその一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者とする。